

指定給水装置工事事業者研修会に係る Q&A

指定給水装置工事事業者研修会について、よくお問い合わせのある事項をまとめました。お問い合わせをいただく前に、ご一読ください。

Q 1. この研修会の参加は、義務付けですか。

A 1. 厚生労働省からの通知を受け、日水協神奈川県支部19水道事業体は、共同して指定給水装置工事事業者へ定期的な研修を概ね3年に1回開催することとしました。この研修会の参加は義務付けではありませんが、やむを得ない事情のある方以外は、基本的に受講していただくこととなります。

Q 2. 研修会を行う目的は何ですか。

A 2. 定期的な研修を実施することによって必要な情報提供を行う機会を設け、事業者のもてる技術力の維持・向上を図るとともに、指定に関する各種変更手続を行うことを目的としています。

Q 3. この研修会は毎年開催するものですか。

A 3. 各事業者あたりの受講は概ね3年に1回の割合になります。

Q 4. 参加の手続きは、どのように行うのでしょうか。

A 4. ホームページの「受講申込手続」をご覧ください。「受講申込書」はホームページよりダウンロードができます。

Q 5. 研修会の受講者は、給水装置工事主任技術者でなければならないのでしょうか。

A 5. 受講者は、この研修を踏まえ社内に必要な研修や教育を実施できる者とし、特に主任技術者の限定ではありません。

Q 6. 多くの社員に受講させたいが、参加人員は1名でないといけないのでしょうか。

A 6. 会場の都合上、1社につき複数参加された場合、会場に入れなくなる恐れがありますので1社1名の参加をお願いいたします。講習を受講された方が社内で研修をしていただけますようお願いいたします。

Q 7. 本店と支店等で各々、指定登録しているが参加人員は本店と支店で1名ずつの参加となるのでしょうか。

A 7. 本店と支店で別登録している場合は、別事業者扱いとなりますので本店と支店で1名ずつの参加となります。

Q 8. 研修会に参加できない場合は、どうなるのでしょうか。

A 8. 申込み締切日までに、参加できない旨の理由を記した「欠席理由書」を提出して下さい。参加できない理由については、受講対象者が病気療養中など、やむを得ない事情等によるものに限ります。「欠席理由書」はホームページよりダウンロードができます。

Q 9. やむを得ない事情とは、どのようなものがありますか。

A 9. 研修会を受講する立場の人が疾病による療養中であり、他の人が受講する立場にならない場合等、どうしても社内で調整することが難しい場合に限ります。ただし、こういった場合は指定事業者の休止届等の提出をお願いする場合があります。

Q 10. 他都市の研修会や講習会に参加（参加予定）したのですが、それでも受講する必要はありますか。

A 10. 平成26年8月からH29年7月までに、この研修会と同様の趣旨で開催された他都市の研修・講習会に参加している場合は、所定の「欠席理由書」に必要事項を記入し返送いただければ、今回の受講は免除となります。

Q 11. 指定された日に参加できないが、この日以外には開催しないのですか。

A 11. 平成30年1月11日（横浜市南公会堂）、平成30年1月23日（神奈川県立音楽堂）、平成30年1月30日（海老名市文化会館）、平成30年2月1日（川崎市教育文化会館）で4回開催いたします。会場の都合により、大幅な融通はできないことから、原則として指定された会場での受講となります。日程変更については極力お控えいただきたいと思いますが、やむを得ない事情がある場合は、11月24日（金）までに指定給水装置工事事業者研修業務委託事務局までお電話でご相談ください。

受講申込窓口）指定給水装置工事事業者研修業務委託事務局

Tel：03-5297-6519

Fax：03-5297-6516

※ Tel・Fax番号は、お間違えのないようお願いします。

受付時間：10：00～18：00（土、日、祝日を除く）

Q12. 受講申込み期間が過ぎてしまったが手続きはできますか。

A12. 指定給水装置工事事業者研修業務委託事務局までお電話でご相談ください。

(問合せ先 指定給水装置工事事業者研修業務委託事務局)

Q13. 当日、急に受講できなくなった場合は、どのようにすれば良いのですか。

A13. 研修会事務局まで電話でご連絡ください。かわりの受講日については後日ご連絡いたします。ただし、川崎会場にて当日欠席した場合は、かわりの受講日はありません。

Q14. 研修会参加の際の持ち物は、何でしょうか。

A14. 「研修会開催のお知らせ通知兼受講票」と「筆記用具」です。

Q15. 受講したことを証明する証明書のようなものは発行してもらえますか。

A15. 研修会を規定通り受講した事業者の方には、後日「修了証書」を発行し、2月9日(金)までに郵送いたします。ただし、研修会当日に遅刻、早退した場合は、修了証書が発行できない場合もありますのでご了承ください。

Q16. 指定事業者の届出事項について、各種変更の手続方法や送付方法（郵送または FAX でも受け付けてくれるのか）は、どのようにおこなえばよいのでしょうか。

A16. 事業者名称、住所、代表者氏名、給水装置工事主任技術者選任・解任等の変更がある場合は、研修会開催までに指定を受けているそれぞれの水道事業体に届け出てください。なお詳細については指定を受けている事業体にご確認ください。

(問合せ先は最終ページを参照)

Q17. もうほとんど事業をやっていないが、それでも研修会に参加しなければなりませんか。

A17. 原則的に参加していただくことになります。

ただし、主任技術者が病気療養等の理由によって事実上休業状態にある場合は「休止届」を、また、事業を廃止する場合は「廃止届」を研修会開催よりも前に提出される場合は研修会への参加は不要です。

Q18. 各会場には駐車場はありますか。

A18. 混雑による混乱防止のため、公共交通機関のご利用をお願いいたします。

Q19. 研修会会場では、喫煙、飲食は可能ですか。

A19. 基本的には会場での喫煙・飲食はご遠慮いただいております。また、受講中の携帯電話等のご使用や撮影等もご遠慮いただきますようご協力お願いいたします。

＜県内水道事業体連絡先＞

事業体名	電話番号
神奈川県企業庁 企業局水道部 水道施設課 工務グループ	045-210-7272
横浜市水道局 給水サービス部 給水維持課 給水維持係	045-633-0174
川崎市上下水道局 サービス推進部 給水装置課 工務係	044-200-3141
横須賀市 上下水道局 技術部 給排水課	046-822-8623
小田原市 水道局 給水課	0465-41-1232
相模原市 都市建設局 道路部 津久井土木事務所 藤野班	042-687-5512
座間市 上下水道局 水道施設課	046-252-7509
秦野市 上下水道局 営業課	0463-83-2111
三浦市 上下水道部 給水課	046-881-3268
南足柄市 都市部 上下水道課	0465-73-8033
愛川町 水道事業所	046-285-6965
大井町 生活環境課	0465-85-5011
開成町 上下水道課	0465-84-0319
中井町 環境上下水道課	0465-81-3903
箱根町 環境整備部 上下水道温泉課	0460-85-9569
松田町 環境上下水道課	0465-83-1227
真鶴町 まちづくり課	0465-68-1131
山北町 上下水道課	0465-75-3645
湯河原町 水道課	0465-63-2111